佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成25年3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第33号

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例

佐賀県港湾管理条例(昭和47年佐賀県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

Was still all to white a street this last a line and a											
改正前					改正後						
別表第1(第3条、第4条関係)						別表第1(第3条、第4条関係)					
1	吏用:	料					3米4				
		区分	単位	単価			区分		単位	単価	
	重要港湾	略			重要港湾	重	略				
		荷役機械	1回(使用 時間30分ま	9,000円		罗 港湾	荷役機械	ジブクレーンを使 用する場合	1回(使用 時間30分ま で)	9,000円	
			で)					ガントリークレー ンを使用する場合		23,500円	
	略					略					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県港湾管理条例別表第1の規定の適用については、当分の間、同表中「23,500円」とあるのは、「18,000円」 と読み替えるものとする。